

東北電力株式会社女川原子力発電所2号機における 特定重大事故等対処施設の設置に関する事前協議の回答について

令和4年1月5日に女川原子力発電所周辺の安全確保に関する協定第12条に基づき協議のあった女川原子力発電所2号機における特定重大事故等対処施設の設置について、東北電力株式会社に回答を行いますので、お知らせします。

1 日時

令和5年12月1日（金） 午前11時から午前11時15分まで
（会場開放：午前10時45分から）

2 場所

水産林政部会議室（県庁行政庁舎12階）

3 出席者

（1）東北電力株式会社

執行役員原子力本部原子力部長 青木宏昭

（2）県

復興・危機管理部長 千葉章

4 その他

- 回答は公開で行います。
- 女川町及び石巻市においても同様に回答を行います。詳細については個別にお問い合わせください。

自治体	時間	回答者	受領者	場所
女川町	11:00	女川町長 須田 善明	東北電力株式会社 執行役員 女川原子力発電所長	女川町役場 2F 災害対策室
石巻市	13:00	石巻市副市長 渡邊 伸彦	阿部 正信	石巻市防災センター 2F 会議室1

（各問い合わせ先）女川町企画課 0225-54-3131（内線 252）

石巻市総務部危機対策課 0225-95-1111（内線 4303）

※本資料は、下記記者クラブに発表しています。

「宮城県政記者会」

「石巻記者クラブ」

特定重大事故等対処施設の概要

特定重大事故等対処施設とは、原子炉建屋への故意による大型航空機の衝突等のテロリズムなどにより、炉心に著しい損傷が発生するおそれがある場合などにおいて、原子炉格納容器の破損を防ぎ、放射性物質の放出を抑制するため、遠隔で原子炉圧力容器内の減圧や原子炉格納容器内の冷却等を行う施設。

【特定重大事故等対処施設が有する主な機能】

①減圧操作機能

特定重大事故等対処施設から、既設の主蒸気逃がし安全弁を動作させ、原子炉圧力容器内を減圧する機能

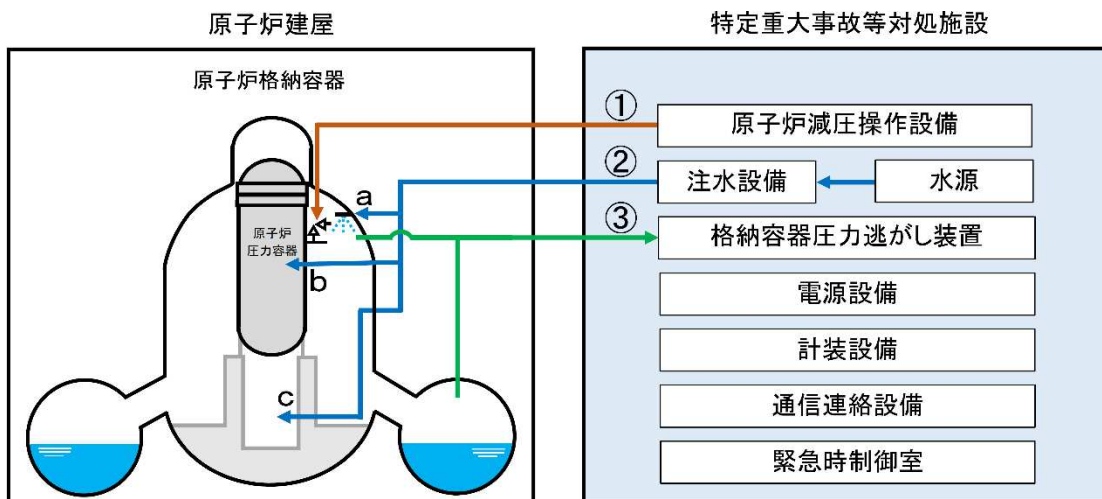
②冷却機能

特定重大事故等対処施設として設置する水源から、原子炉圧力容器や原子炉格納容器へ注水またはスプレーする機能

- a. 原子炉格納容器スプレー
- b. 原子炉圧力容器への注水
- c. 原子炉格納容器下部への注水

③原子炉格納容器過圧破損防止機能

特定重大事故等対処施設として設置する格納容器圧力逃がし装置により、放射性物質を低減させながら、原子炉格納容器内のガスを大気中に排気することで、原子炉格納容器内を減圧する機能



【設置期限】

新規基準において、本体施設の設置等に関わる工事計画認可から5年以内（2026年12月22日まで）の設置が要求されている。

以上